

千葉県空家等情報提供制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空家等及び空室の情報とそれらの利活用希望の情報を収集・集約し、提供することにより、空家等及び空室の利活用を促進し、もって地域の住環境の向上に寄与するため、空家等情報提供制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 次のアからキまでのすべてを満たす一戸建ての住宅又は兼用住宅をいう。

ア 市内に所在すること。

イ 個人が所有する建物、これに附属する工作物及びその敷地であること。

ウ 現に居住又は使用をしていないもの。(居住若しくは使用をしなくなる予定のものを含む。)

エ 売却する場合にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定に基づく市街化調整区域においては、500万円を超える希望価格により媒介していないもの及び同項で規定する市街化区域においては、800万円を超える希望価格により媒介していないもの。また、賃貸する場合にあっては、媒介していないもの。

オ 建築基準法その他各種法令に違反していないこと。

カ 特定空家等に該当しないこと。

キ その他、市長が不相当と認める事由のないもの。

(2) 空室 次のアからカまでのすべてを満たす共同住宅又は長屋の住戸をいう。

ア 市内に所在すること。

イ 個人が所有する区分建物であること。

ウ 現に居住又は使用をしていないもの。(居住若しくは使用をしなくなる予定のものを含む。)

エ 売却する場合にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定に基づく市街化調整区域においては、500万円を超える希望価格により媒介していないもの及び同項で規定する市街化区域においては、800万円を超える希望価格により媒介していないもの。また、賃貸する場合にあっては、媒介していないもの。

オ 建築基準法その他各種法令に違反していないこと。

カ その他、市長が不相当と認める事由のないもの。

(3) 所有者等 次のアからエまでのすべてを満たす者をいう。

ア 空家等又は空室に係る所有権その他の権利を有し、当該空家等又は空室の売却又は賃貸を行うことができる者。

イ 市税の滞納がない者。

ウ 千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者等」という。）でない者。

エ その他、市長が不相当と認める事由のない者。

(4) 利用者 次のア及びイを満たす空家等又は空室の利用を希望する者をいう。

ア 暴力団密接関係者等でない者。

イ その他、市長が不相当と認める事由のない者。

(5) 空家等情報提供制度 空家等又は空室の売却又は賃貸を希望する所有者等及び購入又は賃借を希望する利用者から申請を受けて登録した情報について、第9条の規定による情報の公開及び第10条の規定による情報の相互提供を行うシステムをいう。

(物件の登録等)

第3条 所有者等は、空家等情報提供制度への空家等又は空室の登録（以下「物件登録」という。）を申請しようとするときは、物件登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第2号の書類は個人情報確認同意書（別記様式第1号）の提出により省略することができる。

(1) 前条第3号アが確認できる書類

(2) 滞納無証明書

(3) 位置図、平面図等

(4) 物件の情報に関する書類

(5) 媒介している場合にあっては、承諾書（様式第14号）

(6) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、物件登録の申請があったときは、その内容を確認し、適切であると認めたときは、物件を登録することができる。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、物件登録通知書（様式第4号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 市長又は市長が委任した者は、物件登録の申請があったときは、所有者等の同意に基づいて、当該物件に立ち入って調査を行うことができる。

5 所有者等は前項の規定による調査を行う場合、これに協力するものとする。

6 物件登録の期間は、2年とする。ただし、物件登録申請書（様式第1号）を改めて提出することにより、再度登録をすることができる。

7 市長は、物件登録をしていない空家等又は空室のうち、登録することが相当と認めるものの所有者等に対し、物件登録を勧めることができる。

(物件に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、速やかに物件登録変更届出書（様式第5号）に変更後の

事項を記載した物件の情報に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(物件登録の抹消)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を抹消し、物件登録抹消通知書(様式第7号)により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号及び第3号に該当するときは通知しない。

- (1) 物件登録抹消届出書(様式第6号)の提出があったとき。
- (2) 市長が契約締結の報告を受けたとき。
- (3) 第3条第6項に規定する期間を経過したとき。
- (4) 申請内容に虚偽があったことが判明したとき。
- (5) その他、市長が適当でないと認めたとき。

(利用者の登録等)

第6条 利用者は、第10条第1項の規定による情報提供を受けようとするときは、利用者登録申請書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者の情報に関する書類
- (2) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認し、適切であると認めるときは、利用者として登録することができる。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、利用者登録通知書(様式第10号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

4 第2項の規定による登録の期間は、2年とする。ただし、利用者登録申請書(様式第8号)を改めて提出することにより、再度登録をすることができる。

(利用に係る登録事項の変更の届出)

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、登録した事項に変更があったときは、速やかに利用者登録変更届出書(様式第11号)に変更後の事項を記載した利用者の情報に関する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(利用者登録の抹消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の登録を抹消し、利用者登録抹消通知書(様式第13号)により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第3号に該当するときは通知しない。

- (1) 利用者登録抹消届出書(様式第12号)の提出があったとき。
- (2) 空家等又は空室を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

- (3) 第6条第4項に規定する期間を経過したとき。
- (4) 申請内容に虚偽があったことが判明したとき。
- (5) その他、市長が適当でないと認めたとき。

(情報の公開)

第9条 市長は、空家等情報提供制度に登録した空家等又は空室の情報及び利用登録者の情報に関して、市のホームページ等への掲載、窓口による閲覧等の方法により情報を公開するものとする。ただし、物件登録者及び利用登録者が希望しない事項については、この限りでない。

(情報の相互提供)

- 第10条 市長は、必要に応じて空家等情報提供制度に登録された物件の情報を利用登録者に提供するものとする。
- 2 市長は、必要に応じて空家等情報提供制度に登録された利用登録者の情報を物件登録者に提供するものとする。

(個人情報の取り扱い)

- 第11条 物件登録者及び利用登録者は、空家等情報提供制度の利用により得た個人情報の取り扱いについて、次に掲げる事項に留意し、適正に取り扱わなければならない。
- (1) 他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
 - (2) 毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (3) 市長の承諾なく複写又は複製をしてはならないこと。
 - (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
 - (5) 漏洩、毀損又は滅失等の事案が発生したときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。

(市の関与)

第12条 市長は、物件登録者と利用登録者の空家等又は空室に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第14条 千葉市が千葉市住宅供給公社に委託した場合において、第3条から第12条(第5条第5号、第8条第5号を除く。)までの規定中、「市長」とあるのは「千葉市住宅供給公社理事長」と読替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。